

# 新潟県立看護大学電力供給仕様書

## 1 概要

- (1) 件名 公立大学法人新潟県立看護大学で使用する電力の供給  
(2) 需要場所 新潟県上越市新南町 240 番地

## 2 仕様

### (1) 電気方式等

電気方式	周波数 (Hz)	受電電圧 (V)	受電方式
高圧三相 3 線	50	6,600	1 回線受電
設備容量 (kVA)	蓄熱設備	厨房設備	予備電力
900	無	有	無

### (2) 供給期間

令和 2 年 3 月 1 日 0 時から令和 3 年 2 月 28 日 24 時まで (1 年間)

### (3) 契約電力及び予定使用電力量

ア 契約電力 290kW

※なお、契約後における実際の取引における各月の契約電力は、各月の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。

### イ 予定使用電力

年 月	季 別	使用電力量 (k w h)
令和 2 年 3 月	その他季	5 2, 6 0 7
令和 2 年 4 月		5 3, 8 6 2
令和 2 年 5 月		3 7, 0 2 3
令和 2 年 6 月		4 5, 8 8 1
令和 2 年 7 月	夏 季	6 2, 2 4 8
令和 2 年 8 月		6 7, 8 8 4
令和 2 年 9 月		5 9, 7 5 3
令和 2 年 10 月	その他季	4 3, 0 9 0
令和 2 年 11 月		4 8, 5 7 8
令和 2 年 12 月		6 4, 2 9 8
令和 3 年 1 月		5 5, 7 4 3
令和 3 年 2 月		6 7, 3 6 3
計		6 5 8, 3 3 0

(4) 供給地点  
対象建物の開閉器の電源側接続点

(5) 電気工作物の財産分界点  
供給地点に同じ。

(6) 保安上の責任分界点  
供給地点に同じ。

### 3 その他

(1) 原則として、2 (2) における供給期間内は同一単価とする。

(2) 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めないその他の供給条件については、上越市管内の一般送配電事業者が定める特定規模需要の標準供給条件による。

(3) 入札時における金額の算定に当たっては、力率 100% とし、燃料費調整単価及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は考慮しないこと。

なお、契約後における実際の取引においては、毎月の実測力率により調整可能とし、燃料費調整単価については、上越市管内の一般送配電事業者の算定方法と同様とする。

(4) 契約後の電力供給における料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は次のとおりとする。

ア 契約電力の単位は 1 kw とし、その端数は小数点以下第 1 位で四捨五入する。

イ 使用電力量の単位は 1 kwh とし、その端数は小数点以下第 1 位で四捨五入する。

ウ 料金その他の計算における合計金額の単位は 1 円とし、その小数点以下を切り捨てる。

エ 力率の単位は 1 % とし、その端数は小数点以下第 1 位で四捨五入する。

オ 電気料金は、小数点以下を切り捨てる。

(5) 使用電力量の検針後、検針結果（種別、使用電力量、単位、料金等）を速やかに通知するものとする。

(6) 電力量等の検針に必要な機器の準備及び機器交換工事作業等について調整が必要な場合には、一般送配電事業者と調整すること。

(7) この仕様書に定めのない事項については、双方協議の上、決定するものとする。